

議案第 1 1 5 号 大津市景観法施行条例の一部を改正する  
条例の制定について

それでは、議案第 1 1 5 号「大津市景観法施行条例の一部を改正する条例の制定について」を説明します。

資料 2 ページをお願いいたします。

はじめに、改正の経緯についてご説明いたします。

「古都における歴史的風土保存に関する特別措置法」の改正が含まれた「都市緑地法等の一部を改正する法律」が令和 6 年 5 月 2 9 日公布されました。この改正により、繰下げが生じた条を引用している大津市景観法施行条例について、所要の整理を行うものです。

次に改正の概要についてご説明いたします。

条例の改正内容としましては、大津市景観法施行条例第 1 0 条第 1 項第 4 号について、法律を引用している部分の条ずれの整理を行います。

施行日は、本条例の公布の日、または都市緑地法等の一部を改正する法律の施行日のいずれか遅い日としています。

資料3ページをお願いいたします。

こちらが、改正条文の新旧対照表です。

「古都における歴史的風土保存に関する特別措置法」において、これまで第七条の二であった条文が第八条に、第八条であった条文が第九条に改正されたことにより、同条を引用する本市景観法施行条例についても改正の必要が生じたものです。

以上、簡単ですが説明といたします。